

みんなで作る緑のまちづくり

緑の基本計画を

策定します

美しい田園風景や小笠山、浅羽海岸などの豊かな自然環境に恵まれた私たちの袋井市。豊かな緑を総合的に保全・創出し、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを目指して、緑の基本計画づくりに取り組んでいきます。

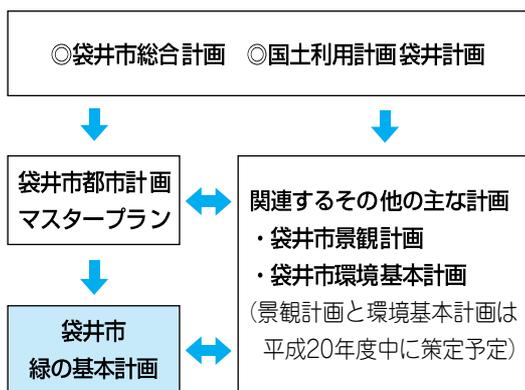
④ 都市計画課計画係 ☎ 44-3122

緑の基本計画とは

緑の基本計画は、市が独自性や創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設設や民有地の緑化の推進まで、まちの「緑」全般について、将来のあるべき姿と、それを実現するための総合的な施策を明らかにするものです。

市では、上位計画である市の総合計画や都市計画マスタープランに基づき、現在策定中の景観計画や環境基本計画と整合を図りながら、緑の基本計画の策定を進めていきます。

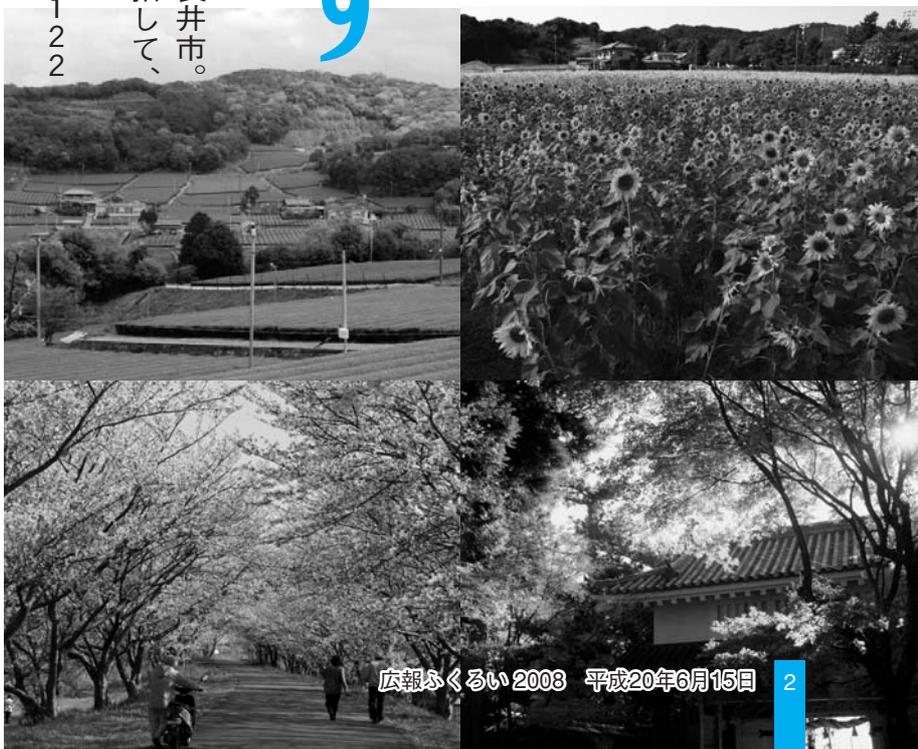
緑の基本計画の位置付け



緑の基本計画の必要性

袋井市は、美しい田園風景や太田川・原野谷川などの河川、浅羽海岸や小笠山丘陵など豊かで美しい自然環境に恵まれています。都市化の進展により、その緑も少しずつ失われてきています。私たちは、今ある良好な緑の環境を次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

また、私たちが生活する市街地や集落地では、防災の拠点やレクリエーション活動の場として、身近な緑地や公園、利用しやすい広場などの整備が求められているほか、それぞれの地域が持つ緑を生



緑の基本計画の主な内容（案）

緑の基本計画は、旧袋井市で策定された「袋井市緑のマスタープラン」と旧浅羽町の「緑の基本計画」をもとに、地域のそれぞれの特性を生かして策定していきます。

◎緑地の保全と緑化の目標

基本理念や緑の将来像、基本方針などを定めます。

◎緑に関する施策の方針

機能別の緑の配置や都市公園の整備、総合的な緑地の配置と施策の方針を定めます。

◎緑地の保全と緑化の推進のための施策

緑地の保全目標や保全活動の方針、緑化の目的、推進方針を定めます。

◎重点的に緑を配置する地区や緑化の推進の検討

特に重点的に緑化を推進する地区を定め、緑化施策を検討します。

かしたまちづくりを進めていく必要があります。
このように、まちづくりの中長期的な視点に立ち、緑地の適正な保全と緑化の整備目標を定め、行政と市民・企業・団体などが協働して緑に関する事業を総合的、計画的に進め、良好な景観とるおいのあるまちづくりを実現するために、緑に関する一定の施策や方針を定めた緑の基本計画の策定が求められています。

緑の機能と役割

防災

避難地や救援活動拠点、延焼拡大防止や治水の場としての機能

環境

地球温暖化の抑制や多種多様な生物の生息空間としての機能

レクリエーション

人や自然との交流、健康づくりや休息の場としての機能

景観

心安らく自然と風格ある都市景観を形成する機能

計画策定のスケジュール

■平成20年度

- ・上位計画や旧市町関連計画をもとに現状を分析、把握
- ・緑地保全や緑化目標、緑に関する施策方針の検討
- ・緑地保全と緑化推進のための施策の検討

■平成21年度

- ・素案の作成 ・住民説明会の開催
- ・計画案の作成 ・パブリックコメントの実施
- ・市議会への報告

↓
↓
緑の基本計画を策定

緑の持つ機能と役割を生かして

豊かな緑の空間は、私たちにうるおいと安らぎをもたらすし、快適で豊かな生活を送るうえで欠かすことのできない重要な存在です。
美しい景観と、心の豊かさを実感できる生活環境を形成するためには、それぞれの地域にあった良好な緑地環境を保全し、創出していくことが重要です。

市では、緑が持つ「環境」「景観」「防災」「レクリエーション」の4つの機能に着目し、緑を計画的に配置していくことで、まちづくりにつなげていきます。

計画の策定にあたって

緑の基本計画は、目標年次を平成37年に定め、平成20年度と21年度の2か年で策定していきます。

市内を5つの地区に分けて説明会を開催するとともに、パブリックコメントにより広く意見を募集するなど、策定段階から市民の皆さんの声を計画に反映させていきます。

目標年次	平成37年
策定期間	平成20年度～平成21年度
対象区域	市内全域